

(広報資料)

令和4年3月15日
京都市東山区役所
(地域力推進室 ☎ 075-561-9104)

東山区総合庁舎駐車場の有料化について

京都市では、区役所・支所における駐車場について、それぞれの区役所の立地特性や利用実態を考慮しつつ、条件が整ったところから、順次、有料化し、受益者負担の適正化及び保有資産の有効活用に取り組んでいます。

この度、東山区総合庁舎駐車場について、駐車場の整備及び管理運営を行う事業者を公募型企画提案プロポーザル方式で募集し、アマノマネジメントサービス株式会社を選定いたしました。

4月20日以降、東山区総合庁舎駐車場の駐車料金を、手続等で区役所に用務のある方については、これまでどおり無料としつつ、それ以外の方については有料としますので、お知らせいたします。

1 開始日時

令和4年4月20日（水）午前7時から

2 駐車料金の課金方針

- (1) 手続等で区役所に用務のある駐車場利用者
引き続き無料とします（各窓口において無料化处理）
- (2) 区役所合築施設等（※1）にお越しの駐車場利用者（※2）
駐車後60分まで無料（各施設で無料化处理）とし、それ以降は有料とします。
※1 東山青少年活動センター，東山図書館，東山地域体育館，東山老人福祉センター，清水児童館，東山消防署
※2 事業目的（消防法等に基づく申請など）により駐車された事業者の方は除きます。
- (3) その他の利用者（上記(1)及び(2)以外の利用者）
有料とします。

3 駐車料金

	時間帯	単位	料金
通常日	午前7時～午後9時	20分	300円
		時間内最大料金	1,000円
	午後9時～翌午前7時（※3）	時間内最大料金	500円
特別日 (土日祝,繁忙期等)	午前7時～午後9時	20分	400円
		時間内最大料金	1,800円
	午後9時～翌午前7時（※3）	時間内最大料金	500円

※3 午後9時～翌午前7時については、東山区総合庁舎の閉庁時間であるため、駐車場の入出庫はできません。

* 東山区総合庁舎の立地特性を踏まえ、周辺の有料駐車場の料金変動に合わせて、料金変動する場合があります。

また、年末年始の閉庁期間（12月29日～1月3日）については、駐車場は利用いただけません。

4 駐車場管理運営事業者

アマノマネジメントサービス株式会社